

許可・認可・届出を必要とする業種

業種	許可制	根拠法	有効期限	許認可権者等
食料品製造業	許可	食料衛生法（第 5 5 条）	5 年を下 らない期 間	知事または市 長（区長）
食料品販売業				
飲食店				
建設業	許可	建設業法（第 3 条）	5 年	国土交通大臣 または知事
一般旅客自動車運送業（一般 貸切旅客自動車運送事業およ び一般乗用旅客自動車運送事 業（個人タクシー）を除く）	許可	道路運送法（第 4 条）	—	国土交通大臣 （地方運輸局 長）
一般旅客自動車運送業（一般 貸切旅客自動車運送事業に限 る）	許可	道路運送法（第 4 条、第 8 条）	5 年 （注 2）	
一般旅客自動車運送業（一般 乗用旅客自動車運送事業（個 人タクシー）に限る）	許可	道路運転法（第 4 条）	1 ～ 5 年 （注 3）	
特定旅客自動車運送事業	許可	道路運送法（第 4 3 条）	—	
自家用有償旅客運送事業 （NPO 法人のみ）	登録	道路運送法（第 7 9 条）	2 年また は 5 年 （更新時 2 年、3 年、5 年）（注 4）	
一般貨物自動車運送事業	許可	貨物自動車運送事業法（第 3 条）	—	
特定貨物自動車運送事業	許可	貨物自動車運送事業法（第 3 5 条）	—	
旅館業	許可	旅館業法（第 3 条）	—	知事または市 長
古物営業（注 5）	許可	古物営業法（第 3 条）	—	公安委員会
薬局	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性 及び安全性の確保等に関する法律 （第 4 条）	6 年	知事
医薬品（体外診断用医薬品を除く）・医薬部外品・化粧品製造販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性 及び安全性の確保等に関する法律 （第 1 2 条）	5 年また は 6 年 （注 6）	厚生労働大臣 または知事
医薬品（体外診断用医薬品を除く）・医薬部外品・化粧品製造業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性 及び安全性の確保等に関する法律 （第 1 3 条）		

医療機器・体外診断用医薬品製造販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（第23条の2）	5年	
医薬品（体外診断用医薬品を除く。）・医薬部外品・化粧品製造業（製造工程のうち保管のみを行う場合に限る。）	登録	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（第13条の2の2）		
医療機器・体外診断用医薬品製造業	登録	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（第23条の2の3）		
再生医療等製品製造販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（第23条の20）		厚生労働大臣
再生医療等製品製造業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（第23条の22）	5年	厚生労働大臣または知事
医薬品販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（第24条）	6年	
高度管理医療機器・特定保守管理医療機器販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（第39条）		知事
高度管理医療機器・特定保守管理医療機器賃貸業（注7）	許可			
医療機器修理業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（第40条の2）	5年	厚生労働大臣または知事
再生医療等製品販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（第40条の5）	6年	知事
一般廃棄物処理業	許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第7条）	2年	市町村長
産業廃棄物処理業	許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第14条）	5年（更新時5年または7年）（注8）	知事
特別管理産業廃棄物処理業	許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第14条の4）		
有料職業紹介事業	許可	職業安定法（第30条）	3年（更新時5年）	厚生労働大臣
病院、診療所、助産所	許可	医療法（第7条）	—	知事または市長

宅地建物取引業	免許	宅地建物取引業法（第3条）	5年	国土交通大臣 または知事
酒類製造業	免許	酒税法（第7条）	—	税務署長
酒母・もろみ製造業	免許	酒税法（第8条）	—	
酒類販売業	免許	酒税法（第9条）	—	
第1種高压ガス製造業	許可	高压ガス保安法（第5条）	—	知事または札幌市長
液化石油ガス販売業	登録	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（第3条）	—	経済産業大臣 （経済産業局長）または知事
労働者派遣事業	許可	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（第5条）	3年（更新時5年）	厚生労働大臣
家畜商	免許	家畜商法（第3条）	—	知事
浄化槽清掃業	許可	浄化槽法（第35条）	期限を付すことができる概ね2年	市町村長
興行場（映画館、劇場）	許可	興行場法（第2条）	—	知事または市長
浴場業	許可	公衆浴場法（第2条）	—	
測量業	登録	測量法（第55条）	5年	国土交通大臣 （北海道開発局長）
砂利採取業	登録	砂利採取法（第3条）	—	知事
採石業	登録	採石法（第32条）	—	
建築士事務所	登録	建築士法（第23条）	5年	知事
電気工事業	登録	電気工事業の業務の適正化に関する法律（第3条）	5年	経済産業大臣 （経済産業局長）または知事
自動車特定整備事業	認証	道路運送車両法（第78条）	—	地方運輸局長
揮発油販売業	登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律（第3条）	—	経済産業大臣 （経済産業局長）または市長 （区長）
揮発油特定加工業	登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律（第12条の2）	—	
軽油特定加工業	登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律（第12条の9）	—	

住宅宿泊事業	届出	住宅宿泊事業法（第3条）	－	知事または市長（区長）
接待飲食等営業（注9）	許可	風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（第3条）	－	公安委員会
遊技場営業（注10）				
クレジットカード業（包括信用購入あっせん業者（少額包括信用購入あっせん業者を含む））	登録 （注11）	割賦販売法（第31条、35条の2の3）	－	経済産業大臣 または 経済産業局長
クレジットカード業（クレジットカード番号等取扱契約締結事業者）	登録 （注11）	割賦販売法（第35条の17の2）	－	経済産業大臣 または 経済産業局長
割賦金融業（個別信用購入あっせん業者）	登録 （注11）	割賦販売法（第35条の3の23）	3年	経済産業大臣 または 経済産業局長
金融商品取引業（第一種金融商品取引業）	登録	金融商品取引業（第29条）	－	財務大臣または財務局長
金融商品取引業（第一種少額電子募集取扱業）	登録		－	財務大臣または財務局長
金融商品取引業（第二種金融商品取引業）	登録		－	財務大臣または財務局長
金融商品取引業（第二種少額電子募集取扱業）	登録		－	財務大臣または財務局長
投資助言・代理業（投資助言・代理業者、証券投資顧問業者）	登録	金融商品取引法（第29条）	－	財務大臣または財務局長
投資運用業（投資運用業者）	登録	金融商品取引法（第29条）	－	財務大臣または財務局長
投資運用業（適格機関投資家等特例業務）	届出 （注12）	金融商品取引法（第63条）	－	財務大臣または財務局長
投資運用業（海外投資家等特例業務）	届出 （注12）	金融商品取引法（第63条の9）	－	財務大臣または財務局長
投資運用業（移行期間特例業務）	届出 （注12）	金融商品取引法（附則3条の3）	－	財務大臣または財務局長
商品先物取引業（国内商品先物取引業者）	許可	商品先物取引法（第190条）	6年	経済産業大臣 または農林水産大臣（経済産業局長または

				農政所長)
商品投資顧問業（商品投資顧問業者）	許可	商品投資に係る事業の規則に関する法律	6 年	経済産業大臣 または農林水産大臣（経済産業局長または農政所長）
その他の商品先物取引業、商品投資顧問業（特定店頭商品デリバティブ取引業者）	届出 (注 1 2)	商品先物取引法（第 3 4 9 条）	—	
その他の商品先物取引業、商品投資顧問業（商品先物取引仲介業者）	登録	商品先物取引法（第 2 4 0 条の 2）	6 年	
その他の補助的金融業、金融附帯業（資金移動業務を行うもの及び前払式支払手段の発行の業務を行うものに限る。） （資金移動業（第一種））	登録 (注 1 1)	資金決済に関する法律（第 3 7 条）	—	
その他の補助的金融業、金融附帯業（資金移動業務を行うもの及び前払式支払手段の発行の業務を行うものに限る。） （資金移動業（第二種・第三種））	登録 (注 1 1)	資金決済に関する法律（第 3 7 条）	—	
その他の補助的金融業、金融附帯業（資金移動業務を行うもの及び前払式支払手段の発行の業務を行うものに限る。） （前払式支払手段発行者（自家型発行者））	届出 (注 1 2)	資金決済に関する法律（第 5 条）	—	
その他の補助的金融業、金融附帯業（資金移動業務を行うもの及び前払式支払手段の発行の業務を行うものに限る。） （前払式支払手段発行者（第三者型発行者））	登録 (注 1 1)	資金決済に関する法律（第 7 条）	—	
金融商品仲介業（金融商品仲介業者）	登録	金融商品取引法（第 6 6 条）	—	財務大臣または財務局長
金融商品仲介業（金融サービス仲介業者（ただし、有価証券	登録	金融サービス提供法（第 1 2 条）	—	財務大臣また

等仲介業務を行う者に限る))				は財務局長
----------------	--	--	--	-------

(注1) 本表の許可等については、事業法の制定、改廃があった場合に応じ見直しされることがあります。

また、一覧表に記載していない業種であっても、保証審査過程において許可等の確認を行う場合があります。(創業、事業の多角化、転業に伴う資金など)

(注2) 平成29年4月1日(改正法施行日)時点で改正前の許可を受けている事業者は、経過措置により、許可の更新は5年間にわたり順次行われます。

(注3) 許可期限の基準は、「個人タクシー事業の期限更新基準表」によります。また、法令違反行為等の状況や年齢等により期間に変動があります。

(注4) 登録の有効期限は2年(重大事故を引き起こしていない等の一定要件を満たす場合の更新登録は3年)(事業者協力型自家用有償旅客運送として新たに登録を受ける場合や、重大事故を引き起こしていない等の一定要件を満たす場合の更新登録の有効期限は5年)

(注5) 令和2年4月1日からの改正古物営業法の施行に伴い、確認方法は次のとおりとなります。

(1) 令和2年4月1日以降、新たに古物営業法による許可を受ける場合
新法による許可確認

(2) 改正前の古物営業法による許可(旧法許可)を1つの公安委員会のみから受けている場合

旧法による許可確認(令和2年3月31日までに公安委員会に届出を行っている必要あり)

(3) 旧法許可を2つ以上の公安委員会から受けている場合

①令和3年3月31日まで

旧法もしくは新法による許可確認(令和2年3月31日までに公安委員会に届出を行っている必要あり)

②令和3年4月1日以降

新法による許可確認

※①、②のいずれの場合も、信用保証委託申込書の「許認可等」欄について「2. 有(当該事業

に係る許認可証等を取得し、適法に事業を営んでいることを宣誓いたします)」に○が記載さ

れていることを確認願います。

※必要に応じ、新法による許可交付申請済であることの確認が必要です。

(注6) 医薬品(体外診断用医薬品を除く。)製造(製造販売)業のうち薬局製造販売医薬品の製造(製造販売)に係る許可の有効期限は、6年です。

(注7) 高度管理医療機器・特定保守管理医療機器賃貸業とは、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」第39条に規定する「高度管理医療機器・特定保守管理医療機器貸与業」のうち、対価を得て貸与を行うものをいいます。

(注8) 産業廃棄物処理業または特別管理産業廃棄物処理業の許可の更新を受けた者であって、当該許可の更新に際し、事業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者として環境省令で定める基準に適合すると認められたものに係る許可の更新期間は、7年です。

(注9) 接待飲食等営業とは、風営法第2条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する営業をいいます。

第1号 キャバレー、待合、料理店、カフェーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興または飲食をさせる営業

第2号 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、国家公安委員会規則に定めるところにより計った営業所内の照度を十ルクス以下として営む者（前号に該当する営業として営むものを除く）

第3号 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、他から見通すことが困難であり、かつ、その広さが五平方メートル以下である客席を設けて営むもの

（注10）遊技場営業とは、風営法第2条第1項第4号および第5号のいずれかに該当する営業をいいます。

第4号 まあじゃん屋、ぱちんこ屋（パチンコ、パチスロ）等

第5号 ゲームセンター、スロットマシン場、ダーツバー等

（注11）当該業種は登録証がないため、実施細則第3章第3節2（1）ハの確認方法で行う。（例えば登録に係る通知または登録証明書の写を徴求する確認方法がある。）

（注12）届出番号については、法令上付されないことから、確認は不要です。